

第12回千葉市景観総合審議会

議案資料

令和元年5月22日

議案第1号

会長の選出

千葉市景観総合審議会設置条例第4条第2項の規定に基づき、委員の互選により、会長を定める。

議案第2号

副会長の指名

千葉市景観総合審議会設置条例第4条第3項の規定に基づき、副会長について、委員のうちから会長が指名する。

議案第3号

会議録署名人の指名

千葉市景観総合審議会運営要領第5条第2項の規定に基づき、会長以外の会議録署名人となる委員について、会長が指名する。

議案第 4 号

千葉市都市文化賞表彰選考部会及び 屋外広告部会の委員の指名

千葉市景観総合審議会設置条例第 7 条第 2 項の規定に基づき、部会を組織する委員について、会長が指名する。

議案第 5 号

屋外広告部会運営規程の一部改正

屋外広告部会運営規程の一部を改正する規程を、次のとおり制定する。

1 改正内容（新旧対照表は別紙のとおり）

第 3 条の 2 を新設し、千葉市屋外広告物条例第 8 条に基づく許可の特例に関する審議だけでなく、本部会の設置目的を達成するため、屋外広告物制度における課題に関する事項についても審議を可能とする。

2 改正理由

千葉市屋外広告物条例に基づく広告物景観形成地区の指定等、屋外広告物行政における各種施策について、専門的知見からの意見聴取を十分に行うため。

3 施行期日

令和元年 5 月 22 日（予定）

議案第5号 (別紙)

新旧対照表 (屋外広告部会運営規程)

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 屋外広告物制度における課題について検討することを目的とし、千葉市景観総合審議会設置条例(平成22年千葉市条例第103号。以下「条例」という。)の定めるところにより、千葉市景観総合審議会(以下「審議会」という。)に屋外広告部会を設置する。</p> <p>(組織等)</p> <p>第2条 屋外広告部会の委員は、審議会の委員のうちから、審議会会長が指名する。</p> <p>2 屋外広告部会は6名以内の委員で組織する。</p> <p>(審議等)</p> <p>第3条 部会長は、千葉市屋外広告物条例(平成3年千葉市条例第63号)第8条に規定された許可の特例を適用しようとする屋外広告物の設置の可否及び当該広告物の意匠その他必要な事項について審議するものとする。</p> <p>2 部会長は、条例第7条第6項に基づき審議会に報告するものとする。</p> <p>3 第1項に基づき審議された事項は、条例第7条第8項に基づく審議会の議決とみなす。</p> <p>(会議の非公開)</p> <p>第4条 屋外広告部会は、千葉市情報公開条例施行規則(平成12年千葉市規則第95号)第12条第1項第2号により千葉市情報公開条例(平成12年千葉市条例第52号)第7条第2号、第3号及び第5号に該当するため、非公開とする。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成24年11月21日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成26年6月26日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成27年5月15日から施行する。</p> | <p>(設置)</p> <p>第1条 屋外広告物制度における課題について検討することを目的とし、千葉市景観総合審議会設置条例(平成22年千葉市条例第103号。以下「条例」という。)の定めるところにより、千葉市景観総合審議会(以下「審議会」という。)に屋外広告部会を設置する。</p> <p>(組織等)</p> <p>第2条 屋外広告部会の委員は、審議会の委員のうちから、審議会会長が指名する。</p> <p>2 屋外広告部会は6名以内の委員で組織する。</p> <p>(審議等)</p> <p>第3条 部会長は、千葉市屋外広告物条例(平成3年千葉市条例第63号)第8条に規定された許可の特例を適用しようとする屋外広告物の設置の可否及び当該広告物の意匠その他必要な事項について審議するものとする。</p> <p>2 部会長は、条例第7条第6項に基づき審議会に報告するものとする。</p> <p>3 第1項に基づき審議された事項は、条例第7条第8項に基づく審議会の議決とみなす。</p> <p><u>第3条の2 前条に掲げるもののほか、部会長は、第1条の目的の達成に必要な事項について審議することができる。</u></p> <p><u>2 前条第2項の規定は、前項の審議において準用する。</u></p> <p>(会議の非公開)</p> <p>第4条 屋外広告部会は、千葉市情報公開条例施行規則(平成12年千葉市規則第95号)第12条第1項第2号により千葉市情報公開条例(平成12年千葉市条例第52号)第7条第2号、第3号及び第5号に該当するため、非公開とする。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成24年11月21日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成26年6月26日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成27年5月15日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和元年5月22日から施行する。</u></p> |